

入院時食事療養費自己負担額の変更について

厚生労働省による食事療養標準負担額等の一部が改正されたことにより、入院中の食事代（自己負担額）が次のとおり変更されます。ご理解の程お願い申し上げます。

変更時期 令和8年6月1日から

区 分		1食あたり負担額	
		令和8年5月まで	令和8年6月から
一般の方		510円	550円
低所得Ⅱ※1 (住民税非課税世帯に属する 方など)	90日までの 入院	240円	270円
	90日を超 える入院※2	190円	220円
低所得Ⅰ※1 (住民税非課税世帯に属する方などで、老 齢福祉年金を受給している方)		110円	130円
特定医療費（指定難病）受給者証または小 児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方		300円	330円
保険適用外の方		690円	730円

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士により管理された食事を適時（朝食：午前8時、昼食：午後0時、夕食：午後6時以降）、適温で提供しています。

※1 入院時にマイナ保険証または資格確認証を提示され「限度額情報の表示」に同意いただくか、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示してください。

※2 低所得Ⅱの区分で過去1年間の入院が90日を超える方は、ご加入の各保険者で別途手続きが必要です。手続き方法は各保険者へお尋ねください。